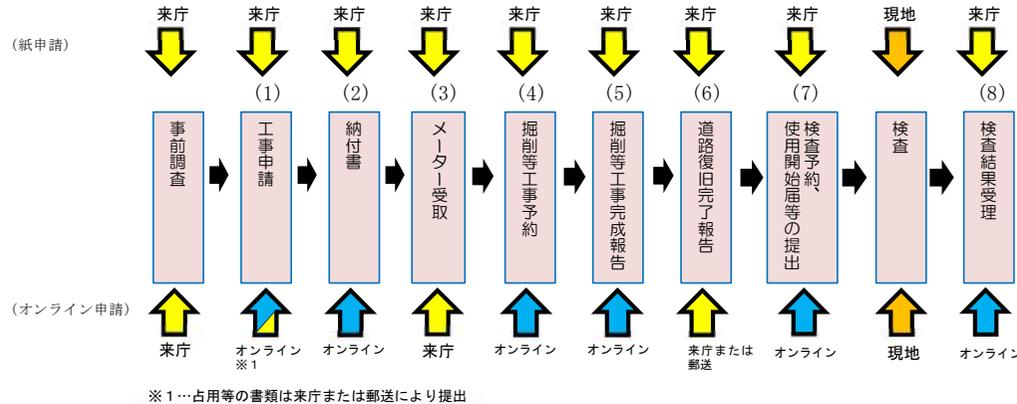


1 概要

これまで、給排水工事に伴う工事1件あたりの来庁回数は最大9回の来庁が必要でしたが、オンライン申請システム（以下、システム）を使用すると最小で2回（事前調査、メーター受取）になります。なお、営業課を介して営業課の外に提出する書類（市道・県道・国道・法定外の占用、河川申請、舗装復旧完了報告等）は引き続き紙媒体で提出ください。なお、郵送での提出でも構いません。



2 利用開始の手続き

各指定工事店のメールアドレスがIDとなります。
オンライン申請を利用しない指定工事店の申請も**システムで管理しますので、メールアドレスをお持ちでない指定工事店は必ずメールアドレスを作成してください。**

3 工事の流れ

(1) 工事申請

ア 工事申込書及び施行承認申請書

工事申込書及び施行承認申請書に記載いただいた内容は、システム入力欄に打ち込んでいただけます。

イ 工事設計書等

工事設計書、その他添付書類はシステムにPDF添付欄がありますので、添付ください。設計書はJWCADをHPに掲載しています。
市道の道路占用掘削許可申請書(正)は紙での提出とシステムにPDF添付をお願いします。
添付する資料は画質を低下させないため、可能な限り電子データからPDF印刷してください

ウ 念書（令和7年11月6日以降適応）

来庁回数削減のため、プラグ止め念書、改造布設替念書（出不足）、屋内既設管利用念書、給水装置維持管理念書の4つについては設計書に「～について施工者から申込者に説明済み」と記載していただければ、念書の提出は不要とします。

エ 紙での提出物（申請～完成まで）（令和8年4月1日以降適応）

以下に記載の書類は、紙での提出をお願いします。なお、郵送での提出でも構いません。
・市道（正2・副1）・県道・国道・法定外・河川等の上下水道事業部以外に提出する書類…※2
・（3）に記載以外の念書
※2…浄化槽及び小規模受水槽に関する書類はシステムにPDF添付またはLogoフォーム等にて担当課に直接申請していただければ紙での提出は不要です。ただし、Logoフォーム等にて担当課に直接申請する場合は設計書にその旨を記載ください。なお、小規模受水槽設置届をLogoフォーム等にて生活衛生課に直接申請する場合、設計書に受水槽の有効容量及び選定根拠（別紙可）を記載ください。

(2) 納付書

オンライン申請された工事について、納付書はシステムにて指定工事店に送付します。印刷していただき、これまで通り銀行等の窓口で納入ください。**何回でも印刷できますので、二重納付には十分ご注意ください。**

(3) メーター受取

水道開栓届はシステムにて指定工事店から営業課に送付できますが、メーター受取のために来庁が必要です。なお、申請システムを使用している工事でも、水道開栓届を紙で提出することは可能です。

(4) 掘削等工事予約

掘削等工事予約はシステムにて予約できます。原則3日前までに予約をお願いします。

(5) 掘削等工事完成報告

掘削等工事完成報告は以下のとおりシステムにて対応できます。
・オフセットを記入した設計書をシステムにアップロード
・工事写真はシステムにPDF添付
・復旧計画書はシステムにPDF添付（組合復旧の場合、「仮復旧工事完成届」は組合に直接送付）

(6) 道路復旧完了報告

道路復旧完了報告等の上下水道事業部以外に提出する書類は、引き続き紙での提出をお願いします。なお、郵送での提出でも構いません。

(7) 検査予約、使用開始届等の提出

指定工事店は検査予定表の空き状況をシステムにて確認していただき、希望日時を申請できます。日時決定は営業課が行い、決定した日時をシステムにて営業課から指定工事店に通知します。
完成時の書類提出は以下のとおりシステムにて対応できます。
・使用開始届工事完成届はシステムにエクセルを添付
・自社完成検査内容はシステムにエクセルを添付、写真はシステムにPDF添付
・設計書の修正は、修正図面をシステムにアップロード

(8) 検査結果受理

検査後の工事完成届は、システムにて確認いただけます。

4 その他

・チャット機能があります。事前協議等に利用ください。
・指定工事店登録事項に関する変更等も可能です。